

三次市教育委員会会議録

1. 日 時 平成27年6月30日(火)

開会 午前 9時55分

閉会 午前 10時45分

2. 会 場 三次市役所本館 6階 603会議室

3. 出席委員 教 育 長 松 村 智 由
委 員 沖 田 稔
委 員 小 根 森 直 子
委 員 藤 原 博 巳
委 員 土 井 純 子

4. 出席職員 教 育 次 長 白 石 欣 也
学 校 教 育 課 長 稲 倉 孝 士
教育委員会事務局付課長(教育指導担当) 出 口 康 子
文化と学びの課長 杉 原 達 也
教育委員会事務局付課長(教育総務担当) 中 宗 久 之
教 育 総 務 係 長 廣 瀬 恭 子
文化と学びの課主任 宮 西 美 裕

5. 議事日程

- (1) 議案第19号 三次市無形文化財の指定解除について
- (2) 議案第20号 三次市立小中学校通学区域に関する規則の一部改正について
- (3) 議案第21号 三次市立学校水泳プール管理規則の一部改正について
- (4) 議案第22号 三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部改正について
- (5) 議案第23号 三次市青少年指導相談員の任命について(非公開)

教育委員会事務局付課長(教育総務担当) ただいまから教育委員会会議を開会する。教育長の報告をお願いします。

松村教育長 まず、6月の定例議会の一般質問の中で、教育に関わって多くの質問をいただいた。教育長の教育に対する抱負、新教育長の制度や総合教育会議

の進め方、文化振興や教科書採択等についての質問をいただいた。

6月9日に「基礎・基本」定着状況調査が実施された。小学校5年生464名、中学校2年生452名が調査を受けた。今後、この結果を各学校に知らせ、各学校では、子どもたちに力をつけさせるためにどのようにすれば良いか検討していく。学校間、教科間の差異をどのように改善していくか教育委員会としても具体的な取組について考えていきたい。また、今つけなければいけない学力をどのようにつけるかが大きな課題である。学校体制としての取組や教師の指導力の向上に加え、学力の定着にかかせないと言われている授業に向かう子どもたちの基本的な意識や構えづくりを特別支援の視点と生徒指導の視点からも明らかにしながら学習環境を整え確立していかなければならない。そのために7月7日に実施する市内の校長研修会において、同じ中学校区の小学校中学校がどうやって子どもたちにつけるべき力をつけることができるか、一緒に考える機会をつくりたい。

6月29日にみよしKIRIRI児童合唱団の結団式が開催された。団員18名でスタートを切った。「みんな仲良く笑顔で心躍る合唱に」を合言葉に今年1年間取組をしていく予定である。

教育委員会事務局次長(教育総務担当)

教育長に進行をお願いします。

松村教育長 それでは、これから議事に移るが、本日の議題のうち、議案第23号については人事案件のため、公開になじまないものと判断する。については同会議規則第14条第1項により非公開にしたいと思うので、皆さんにお諮りする。異議はないか。

委員一同 ー異議なしー

松村教育長 それでは、議案第19号から第22号までについては公開とし、議案第23号については非公開とする。

松村教育長 それでは、議案第19号三次市無形文化財の指定解除について事務局からの説明を求める。

文化と学びの課長 この議案は、平成27年4月27日付広島県教育委員会告示第4号で「三次鶺鴒の民俗技術」が広島県文化財保護条例第29条第2項の規定により、広島県無形民俗文化財に指定されたため、三次市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、三次市無形文化財の指定を解除するものである。

松村教育長 承認してよいか。

委員一同 ー承認ー

松村教育長 次に議案第20号三次市立小中学校通学区域に関する規則の一部改正について事務局からの説明を求める。

学校教育課長 この議案は、平成27年4月1日から「三良坂小学校」、「灰塚小学校」及び「仁賀小学校」を統合し、「みらさか小学校」が開校することに伴い、学校区の範囲を見直そうとするものである。「みらさか小学校」の学校区の範囲を三良坂町にしようとするものである。

松村教育長 よろしいか。

委員一同 一承認一

松村教育長 続いて議案第21号三次市立学校水泳プール管理規則の一部改正について事務局からの説明を求める。

学校教育課長 この議案は、平成27年4月1日から「三良坂小学校」、「灰塚小学校」及び「仁賀小学校」を統合し、「みらさか小学校」が開校することに伴い、学校水泳プールの名称及び管理責任者を改めようとするものである。「三次市立灰塚小学校水泳プール」及び「三次市立仁賀小学校水泳プール」を廃止し、「三次市立三良坂小学校水泳プール」を「三次市立みらさか小学校水泳プール」に、「三次市立三良坂小学校長」を「三次市立みらさか小学校長」に改めようとするものである。

土井委員 夏休みに、仁賀や灰塚の子どもたちは、みらさか小学校のプールを利用するのか。

学校教育課長 そのとおりである。バスでみらさか小学校のプールへ行くことになる。

土井委員 仁賀や灰塚のプールは利用できないということによいか。

学校教育課長 仁賀については水質が良くないため、ここ1年三良坂小学校のプールで学校の授業をしていた。灰塚については、廃止となる。

沖田委員 灰塚のプールは良い施設であるが、利用しないのか。

学校教育課長 学校の施設ではないため、学校としての維持管理ができない。維持管理の観点から廃止もやむなしと考えている。

教育次長 来年度以降、地元で利用や管理をしていただくことができるかどうか、見通しとしては難しい。

松村教育長 議案第21号についてはよろしいか。

委員一同 一承認一

松村教育長 続いて議案第22号三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部改正について事務局からの説明を求める。

教育委員会事務局付議長（教育総務担当） この議案は、広島県の自家用車の公務使用に関する取扱要領の一部が改正され、家庭訪問による生徒指導を行い、承認簿と同じ内容が含まれる場合は、承認簿の作成を省略できることとされたことに伴い、三次市立小・

中学校の県費教職員に係る自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正するものである。

沖田委員 これまで家庭訪問による生徒指導については、どのような形で行われていたのか。自家用車の公務使用は認められていなかったのか。

教育委員会事務局付課長（教育指導担当） 自家用車の公務使用は認められていたが、事前に承認簿の作成が必要であった。

沖田委員 家庭訪問は多いのか。

教育委員会事務局付課長（教育指導担当） 回数は把握していないが、かなり多い。

沖田委員 家庭訪問の実態を知りたい。

松村教育長 事務局で整理していただきたい。承認してよいか。

委員一同 ー承認ー

議案第23号 三次市青少年指導相談員の任命について
(人事案件につき非公開)

松村教育長 これをもって本日の会議を終了する。